

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の  
運用に係る特例措置について  
(お知らせ)

令和 8 年 3 月  
長門市企画総務部監理管財課

このことについて、下記のとおり、特例措置を適用することとしましたのでお知らせします。

1. 特例措置の内容

2. に掲げる対象工事又は業務委託の受注者は、工事請負契約書第 57 条、業務委託契約書（設計業務用）第 54 条、又は、業務委託契約書（発注者支援業務用）第 48 条の定めに基づき、適用基準日が令和 8 年 3 月 15 日の労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額（委託料）の変更の協議を行うことができます。

2. 特例措置の対象

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事及び業務委託のうち、令和 8 年 3 月 14 日以前に入札公告又は指名通知を行うもの。

3. 特例措置の協議

協議の意向がある場合は、契約締結後、原則 15 日以内に工事打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。

4. 請負代金額（委託料）の変更

変更後の請負代金額（委託料）については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額（委託料）（税抜） } P1 = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価等により算出した設計額}$$
$$\text{変更後の請負代金額（委託料） } P = P1 \times (1 + \text{消費税等率})$$